

令和3年度第1期申込期限：令和4年2月17日（木）

令和3年度下妻市オンライン学習用通信機器貸与制度 ～ オンライン学習に適した通信機器がないご家庭へ ～

下妻市は、新型コロナウイルス感染拡大時や天候不良時等に児童生徒が家庭でオンライン学習に取り組めるよう、タブレット端末の貸し出しを行っています。

家庭でのオンライン学習には、オンライン授業のほかに、動画教材のオンデマンド配信、クラウドからダウンロードしたデジタル教材によるドリル学習等がありますが、ご家庭にオンライン学習に適した通信機器がない場合は、できることが制限されてしまいます。

そこで、下妻市は、条件を満たすご家庭に通信機器を貸し出しますので、下記の貸与条件等と留意事項をご確認いただき、希望する場合は「令和3年度下妻市オンライン学習用通信機器貸与申請書」を担当までご提出ください。（期限までに提出できない場合は、取り急ぎ電話で担当にお申し込みください。）

なお、貸し出せる通信機器の数には限りがあるため、ご希望に添えない場合もあるので、ご承知おきください。

【貸与条件等】

1. 貸与条件
 - (1) 児童生徒が市立小中学校（中学校3年生を除く。）に在籍していること。
 - (2) 児童生徒の家庭がオンライン学習に適した通信機器を所有していないこと。
2. 貸与機器 NEC製 PA-WG1200HP4（1世帯につき1台）
3. 貸与期間 貸与日から児童生徒が市立小中学校に在籍しなくなる日まで（最長）
4. 申請方法 下妻市立小中学校に在籍する児童生徒のうち最年長の児童生徒が在籍する学校に、下妻市オンライン学習用通信機器貸与申請書を提出してください。

【留意事項】

1. 通信機器は、無償で貸与すること。
2. 貸与された通信機器（以下「貸与機器」という。）を使用するために必要な費用（契約料、工事費、通信費、電気料等）は、各自負担すること。ただし、通信費について、準用保護就学援助費を受けている場合は月額1,000円、特別支援教育就学奨励費を受けている場合は月額500円が補助されること。
3. 貸与機器は、オンライン学習のために使用すること。
4. 貸与機器は、丁寧に扱うこと。
5. 貸与機器を他人に転貸しないこと。
6. 貸与機器に破損、紛失、故障、水没、盗難等が生じた場合は速やかに学校に申し出ることとし、教育委員会から指示があったときは実費相当額を弁済すること。
7. 貸与条件を満たさなくなった場合、貸与機器の使用方法が不適切であると教育委員会が判断した場合等は、教育委員会の指示に従い貸与機器を返却すること。
8. 個人に不利益、賠償等が発生した場合は、自己の責任において解決すること。

【問合せ先】 下妻市立高道祖小学校
担当：教頭 松本淳志
電話：0296（43）7575